

(仮訳)

## 日米関係

新政権の新たな課題、新たな機会  
日米関係の展望：リーダーシップの連携

### 共同行動指針

国際経済交流財団・Dewey & LeBoeuf LLP による共同プロジェクト

#### 要旨

日米両国の経済規模は世界経済の 1/3 以上を占め、日米は広範な経済および安全保障分野での連携、条約その他の協定、民主主義的価値観への堅持などによって結びついている。しかし両国政府のいずれもが近年より緊密に行動する道を模索するために必要な注意を払っていないことは明らかである。この誤りは増大する世界規模の課題に対して効果的に共同して対応できないばかりか、二国間関係から最大限にもたらされる利益に対しても同じように影響を与えている。両国の指導者や国民はテロや海賊行為、パンデミックといった地球規模の切迫した問題やブラジル、ロシア、インド、中国 (BRICs) の台頭には注目しているものの、日米二国間の課題にはほとんど関心を示さない。したがって、日米二国間関係におけるいかなる議論も日米協調という文脈において地球規模の課題に実質的な焦点を合わせたものでなければならない。

オバマ政権の誕生は今後両国が協調していく方策について大きな変化の機会を提供するものである。両国政府がこうした機会をよりよく理解し、具体的な提案を行動に移せるよう支援するとともに、政治・経済関係を見直し、実践的で、大胆かつ達成可能な共同行動指針を提案するために国際経済交流財団 (JEF) と Dewey & LeBoeuf LLP (D&L) は 2008 年 12 月 9 日、両国の企業経営者、学者、官僚経験者その他の専門家を集めた会議を開催することとした。国際経済交流財団 (JEF) と Dewey & LeBoeuf (D&L) はオバマ政権移行作業チームおよび日本政府にこの論文とその提言を供するものである。

共同行動指針は下記のとおり二大経済大国間の複雑な関係に相応しい広範な話題を扱うものである。

- 日米関係強化のための長期的ビジョンの提示
- 安全保障関係の強化
- 日米友好通商航海条約の改定交渉

- 3E－経済成長、エネルギー安全保障、環境保護の同時達成
- 気候変動への対応
- 食品安全および食糧安全保障の改善
- 技術革新の協力促進
- 健全で安定した金融資本市場の創設
- ドーハラウンド交渉の妥結
- 日米経済統合の促進
- アジア太平洋地域統合の促進

2010年に日米は相互協力安全保障条約締結50周年を迎える。またアジア太平洋経済協力会議(APEC)においては2010年に日本が、2011年に米国が続けて議長を務める。これらは経済・安全保障面における二国間関係の制度化にとって格好の機会となると共に「共同行動指針」に述べられている二国間、域内、グローバルな課題に対処する格好の機会でもある。日米の強力な経済関係は近年安全保障問題ほど注目されてはいないものの、総合的な二国間関係の根幹をなすものであり、それなくしては他のさまざまな側面で二国間関係は希薄化してしまうだろう。この観点から、両国の経済統合を深める高水準な日米経済連携協定(EPA)は、長期的に二国間の様々な分野の同盟関係を確立する一助となろう。この「共同行動指針」はEPA達成の足がかりービルディング・ブロックーを提供する多くの提案を含むものである。

現在の厳しい経済状況は、強力で前向きな経済・貿易アジェンダを求めている。ドーハラウンド交渉の成功はこの指針に含まれてはいるが、自ずと限界がある。日米EPAや同様の野心的な二国間イニシアティブは、その限界を越え、何が達成出来るかを示すものとなろう。この目標の達成の鍵は、両国政府のトップレベルによる高水準の野心とコミットメントにある。

## 目次

I.	日米関係強化のための長期ビジョン	4
II.	共同行動指針	
1.	政治関係	
	A) 安全保障関係の強化	6
	B) 日米友好通商航海条約の改定交渉	7
2.	グローバルな共通課題—社会経済連携	
	C) 3E—経済成長、エネルギー安全保障、環境保全—の同時達成	7
	D) 気候変動への対応	8
	E) 食品安全および食糧安全保障の向上	8
3.	経済関係	
	F) 技術革新の協力促進	9
	G) 健全で安定的な金融資本市場の創設	10
	H) ドーハラウンド交渉の妥結に向けて	11
	I) 日米経済の統合の促進	12
	J) アジア太平洋地域統合の促進	13
III.	制度面の取り決め	
	K) 高度でより効果的な対話を築くためのビルディング・ブロック	15
	L) 次官級レベル(Sub-Cabinet)戦略的安全保障に関する対話の設立	16
IV.	結語	17

## I 日米関係強化のための長期的ビジョン

それほど遠くない過去に、あるアメリカのベテラン政治家は日米関係が世界で最も重要な二国間関係であると断言していた。緊密なパートナーシップを維持することが両国政府にとって最優先事項であることを示唆する一連の事実がある。しかし近年、米国政府も日本政府もその声明および政治的ないし経済的立場によって提案される連携に対して時間を割くことも注目することも怠ってきた。

ワシントンの新政権の誕生は合衆国が国際的なプライオリティの再評価を行う格好の機会をもたらすとともに、日本政府が米国新政権との連携について検証を行う格好の機会ともなる。

国内総生産（GDP）規模は、米国と日本がそれぞれ世界第一位、第二位であり世界全体の GDP の 3 分の 1 を占めている。二つの経済は極めて多くの方法で結びついている。

- 米国の継続的なコミットメントは日本の国家安全保障のみならずアジア地域の安全保障にとっても極めて重要である。
- 日本は民主主義、法の支配、自由の尊重、市場経済などに対して、米国同様の普遍的な価値観を持つ非常に安定した国である。
- 日本は平和を希求する国であり「核兵器を生産しない」という確固たる方針を採用しているばかりか、核拡散防止条約（NPT）を支持し、「兵器を輸出しない」という断固とした方針をも持っている。
- 日本は国連（2008: 16.6%の分担金）、国際通貨基金（IMF）、世界銀行、アジア開発銀行などの国際機関を政治的にも財政的にも支えている。同様に米国もこれらの機関に対してリソースの大きなシェアを担っており指導的役割を果たしている。
- 日本は米国に対する海外直接投資で第 2 位の投資国であり、米国において 60 万人以上の雇用機会を創出している。また、米国は日本の対外投資において最大の投資先（31.9%）であり、また日本における外国直接投資の最大の投資元である。（33.5%）
- 日本は米国財務省証券において非常に重要な投資元である。
- 日本は省エネルギーおよび代替エネルギー技術の開発をリードしている国家であり、また原子力発電所の操業に広範な経験を有している。

- 米国は情報技術（IT）とバイオ技術の開発をリードしている国家である。
- 米国は日本株の外国籍保有者として最大の割合を占めている。

こうした事実にもかかわらず、日本でも米国においても日米関係の価値にわずかな関心しか払わない多くの人が存在する。また両国の政治指導者はいずれも二国間の経済統合に優先度を与えていない。

こうした事態は一見異常なものであることから米国新政権の誕生に鑑み国際経済交流財団と **Dewey & LeBoeuf** は日米両国の産業界、学界およびシンクタンクなどの専門家による会議を開催することとした。それは比較的新しい日本政府と来るべき米国新政権が直面する経済的あるいは政治的実態を考察し、両国が相互利益を得られるよう協力できる革新的方法を検討するためである。会議の参加者は、日米関係における主要課題において直接の経験を有することを基準に選ばれている。日米間で 21 世紀版「戦略的パートナーシップ」を創設するため努力する一方、彼らに課せられた課題はアジア、ヨーロッパその他において日米両国の経済的、政治/軍事的目標がどのように受け入れられるか検討することであった。参加者リストは「共同行動指針」末尾に掲載されている。各参加者の貢献により本文書の実質的なベースが形成されてはいるが、本文書の責任は署名されている編集者に唯一帰属するものであり、いかなる参加者にも帰するものではない。

## II 共同行動指針

### 1. 政治関係

#### A. 安全保障関係の強化

1960年締結の日米安全保障条約は現在においても日米同盟の根幹を成しており、東アジアの平和と安全の維持に重要な要素となっている。両国政府は安全保障関係の基盤を強化することに再度尽力し、21世紀の課題に対処すべく継続的な努力をおこなうべきである。具体的には両国政府は以下について合意すべきである。

- 日本における米軍基地の再編統合のために合意されたプログラム（防衛政策見直し協議－DPRI）を2014年の目標期日に間に合うよう実施するために再活性化させる。日米両国は、既に2006年に合意されている米国海兵隊の普天間基地からの移設に向け一層の努力をすべきである。
- 統合的なミサイル防衛計画を完全実施させること。
- 財政上の制約と他地域における同盟軍へ日本の貢献を考慮し、在日米軍のためのホスト・ネーション・サポート（接受国支援）を長期協定へと進展させること。
- 1997年に改訂された日米防衛協力のための指針に基づき、
  - 周辺有事の際の米軍に対する日本の後方支援が円滑に確保されるよう共同の有事対策計画の進展を継続させること。
  - 安全保障を取り巻く環境の変化を考慮に入れて関係政府機関、地方政府と密接な連携をはかること。
- 以下によって米国の核の傘、拡大抑止力の信頼性を維持すること。
  - 米国が「核態勢の見直し」（Nuclear Posture Review）を行う際、日本と十分な協議がなされることを保証すること。
  - 米国の抑止力を低下させうるコミットメントを回避するとともに、核バランスのレベルを低下させるために核兵器コントロール／武装解除協定での緊密な協調体制を確立すること。
- 2008年6月24日に日本政府に提出された「安全保障のための法的基盤の再構築に関する懇談会報告書」に注目が払われるべきである。この懇談会は、2007年安倍晋三首相(当時)の諮問を受けて、日本を取り巻く安全保障上の環境変化に鑑み、現行の日本の安全保障に関する法的基盤を再検討するために設置されたものである。これまでの日本政

府の憲法解釈によれば、憲法第 9 条は日本国民を守るために最小限かつ不可欠な武力の使用しか認めておらず、武力の使用を個別的自衛権の行使にとどめている。従って懇談会は「9 条は集団的自衛権の行使を認めるよう解釈されるべきであり、国連のもとでの集団的安全保障に参加できるよう解釈されるべきである」と答申した。もし日本政府が自らのイニシアティブで懇談会の答申に沿った憲法解釈の変更を採用するならば、日米同盟は著しく強化され、日本が世界の平和と安全の維持にむけた世界的な努力によりアクティブに貢献できることになる。

- 相互に懸念のある国におけるテロや暴動などと戦う非軍事的な手段を共同して模索し、配備すること。

## B. 日米友好通商航海条約の改訂交渉

日米両国は 2010 年に日米相互協力安全保障条約調印 50 周年を迎える。米国新政権の下で行われる最初の両国首脳会談では日米安全保障条約と並んで重要な協定である日米友好通商航海条約 (FCN) の改定交渉の開始の可能性をできれば 2010 年までに検討するべきである。FCN 条約の改定は両国間の経済統合の深化のための控えめではあるが重要な第一歩となるであろう。改定される FCN 条約には以下の点が含まれるべきであるが、それだけに限定されるものではない。

- 日米両国の規制を近づけることおよび透明性の向上、投資ルールの改善、人の移動の自由、および緊急時におけるエネルギーおよび食料供給分野での協力を円滑にするメカニズムの確立
- 日米間の経済取り決めに制度化して法的拘束力をもたせることにより FCN 条約改定に向けた試みは包括的な日米経済連携協定 (EPA) やより野心的で長期的な単一市場創設への基盤を固める積み上げ型 (ビルディング・ブロック) アプローチの役割を果たすものとなるであろう。

## 2. グローバルな共通課題-社会経済的連携 (Socio Economic Partnership)

### C. 3E-経済成長、エネルギー安全保障、環境保全-の同時達成

日米両国政府は、民間セクターと共に経済成長、エネルギー安全保障および環境保護(3Es)を同時に達成するために二国間またはグローバルに協調するべきである。これらの目標のいずれかが部分的にしか達成されない場合は、他の二つの成果を帳消しにしてしまう恐れがある。例えば、石炭の利用自体はエネルギー安全保障のための経済的な選択肢であるが、気候変動の緩和を妨げるものであ

る。CO<sub>2</sub>を排出しない原子力が 3E 目標のすべてを達成するための鍵となる重要なエネルギー技術である。

#### D. 気候変動への対応

気候変動の諸課題に対応する重要なキーとなるのは、その関連技術の開発に最も先んじている日米両国が CO<sub>2</sub> 排出削減あるいは除去のためのさらなる革新的技術開発に協調することである。そうした技術には太陽エネルギー、石炭技術（クリーン・コール）、ハイブリッド車向けの新型電池、炭素回収・貯蔵技術、安全な原子力発電所、高度な核廃棄物処理技術、水素発電などが含まれる。

両国は世界銀行やその他の開発機関経由の支援を含む政府開発援助（ODA）や民間投資を通じて既存の低炭素技術を発展途上国に配備するために協調して取り組むべきである。日米両国の協力は貿易、知的財産権保護、気候変動に係わる財政政策的観点などを含むものでなければならない。

両国は世界の温暖化ガス（GHG）の排出を 2050 年までに半減させるという長期目標を共有していることを再確認するべきである。加えて両国は「一国家のみ」の中期目標ではなく「地球規模の」中期目標の策定について共同して議論することに合意すべきである。この中期目標は地球規模の長期目標と整合するものでなければならない。

両国政府は中期目標に組み込まれる地球規模の目標排出割当量が、公正で、透明かつ合理的な共通の基準もしくはその目標に整合する公式に基づいて、中国やインドを含むそれぞれの国に対して分配されることに合意するべきである。

#### E. 食品安全および食糧安全保障の向上

両国は国民に安全な食品のみを供給できるよう国際的な責務および規範に整合する方法で多大な関心を向ける必要があり、また最近発生した多くの食品安全問題への懸念に対応する必要がある。また食料品が危機的な不足に陥った場合の食糧安全保障問題に留意することが重要である。いくつか具体的な提案を以下に列記する。

- 日米両国は食品安全リスク評価を向上するために協調するとともにリスク評価の手続きと内容に合意しなければならない。またひとたび合意された場合には基準や評価結果についての相互認証を導入すべきである。これにより世界レベルにある両国の食の安全に関する科学の重複の無駄を省くことができるであろう。

- 両国は食品安全システムが不十分とされる大供給国に対し食品安全分野の法的是正措置を厳格に実施するよう早急に働きかけなければならない。
- 両国は国産食品および輸入食品の安全性について両国が共有する懸念の結果として食品安全以外の分野においても協力関係を確立すべきである。これらの分野にはヘルスケア、情報、メディア／エンターテインメント、エネルギー／環境技術およびその製品などの新しく台頭している産業が考えられ、これら分野における規格や規制政策についての相互認証の導入などが求められる。
- 現行の世界貿易機関（WTO）ルールでは輸出国が食糧その他必需品の危機的な不足という事態に陥った場合には当該製品の一時的な輸出禁止または規制を認めている。しかし、現下のグローバルな時代では輸出国において製品の危機的な不足が生じる場合には輸入国においても危機的な不足が生じることはしばしばあろう。したがって WTO がこうした状況下においては輸入禁止条項の援用を禁止するようルールを修正することが望ましいが、もしこのような処置が実現不可能な場合には日米経済連携協定（EPA）において当該製品の生産量に対する輸出比率を近年の実績と同レベルに維持する条項を盛り込むことが望ましい。（このルールはすでに北米自由貿易協定（NAFTA）のなかで盛り込まれている）。

### 3. 経済関係

#### F. 技術革新の協力促進

日米両国にとって技術革新分野における一層良好な協力のための新しい課題と有効な機会がある。とりわけ両国にとって関心ある分野は気候変動、エネルギー安全保障、パンデミック、安全なサプライ・チェーンなどである。また日米両国が直面しているもうひとつの課題は中国やインドなどの新興工業国において良質な教育を受けた技術能力の高い労働力が増加しているということである。こうした問題に対処するために両国は一層の協力関係を強化する必要がある。

日米両国は技術革新、研究開発の分野で優位にあり、互いに協調し連携して相乗効果が見込まれる分野を発掘し、成果をあげることが可能である。具体的には、両国における国の研究機関、大学、および企業が各分野で協力していかなければならない。協力が考えられる分野としては、抗生物質耐性菌の研究、エイズ、マラリア、結核に対するワクチンの研究などのバイオサイエンスの分野である。またクリーン・コール、炭素回収・貯蔵技術（CCS）、原子力、太陽エネルギーの研究など気候変動／グリーン・エネルギーの分野などでも同様の機会がある。さらに、米国の国立科学財団、エネルギー省および日本のそれらに相当

する機関は競争段階前の技術（Precompetitive Technology）に焦点を合わせて、これらの協力にインセンティブを与えるための助成金を与えるべきである。

## G. 健全で安定的な金融資本市場の創設

日米両国とその貿易相手国が直面している金融上の問題の多くは予見できたものだ。問題点を詳しく調べて必要な是正措置を施すには日米欧の当局者と専門家による本格的な取り組みが必要である。こうした観点から 1) マクロ経済政策、2) 金融市場とコーポレート・ガバナンスの改善のために何が必要か—の 2 点で協力することを目的とする日米欧三極ディスカッション・フォーラム(U.S.-Japan-European Union trilateral discussion forum)を設立することが有益であると考えられる。議論の結果は、金融会社、金融商品に国際的に適用されるルールと調和されるべきものであり、各国が行動するための提言でなければならない。このフォーラムは G20 で検討されている作業と同質のものであり、これらと協調したものでなければならない。キーとなる分野は以下の通りである。

- デリバティブ市場を監督し、規制すること。規制当局が各種金融商品の規模と流通実態を知ることが出来るよう適切な監督が必要である。金融派生商品は取引先リスクやリーマン・ブラザーズ、AIGの破たんに伴う混乱に対処するため、株式と同様に取引所で取引されることが必要である。景気循環緩和策な時価評価ルールが採用されるべきであり、また今や「神話上の評価」“marked to myth”となってしまう非流動性市場にも適用が必要である。
- ノンバンクを規制すること。米国サブプライム危機の根本的原因は、監督機関がノンバンクを規制する力をほとんどもっていなかったか、あるいは金融市場の自己矯正作用を過信しすぎて与えられた権限の行使を拒んだという事実である。それ故、当局者は様々な異様ともいえる住宅ローンを許していた。それらには頭金がないもの、支払能力を示す書面のないものまで含まれる。
- 最高経営責任者（CEO）が他人の資金で過度のリスクをとることを誘発させるような役員報酬を是正すること。危機の主たる要因は、CEOに利益をもたらす役員報酬システムが、会社、株主、利害関係者の利益と相反することが頻繁にあるということである。
- 格付け機関への報酬システムを再検討すること。格付け機関は再三にわたり各種金融商品のリスクを過小評価し続けてきた。その要素の一つとして、格付け機関がそれら金融商品の発行元から支払いを受けているという事実が考えられる。このような利害の対立は除去されるべきものであり、そこで公的機関による格付け機関への監督が必要とされる。

- リスクモデルを再検討すること。ある学者の研究によれば、現在よく利用されている数理モデルは構造的に金融市場に内在する危険を過小評価するもので、これにより投資家、金融仲介機関および政策立案者に対して不適切なガイダンスがおこなわれることになっているという。

## H. ドーハラウンド交渉の妥結に向けて

両国政府はドーハラウンドを成功させることに極めて高い優先度を与えるべきである。交渉を成功させるには WTO によって規定される多国間体制の根本的な改善が必要である。このことは自由な世界貿易体制の永続性にとって極めて重要で、また保護貿易主義に抵抗し世界経済の立ち直りを促進するのに特に重大なことである。具体的には、改善点の中でも両国政府はとくに下記の事項を当面の課題とすることに合意すべきである。

- 発展途上国の製品およびサービスの市場参入の拡大。
- 情報、コンピュータ、テレコミュニケーション製品およびサービスなど経済発展を促進させる製品のグローバルな自由化。
- 保健衛生を促進させる製品およびサービスのグローバルな自由化。
- 気候変動を緩和させる製品やサービス、および省エネルギー化をもたらす製品やサービスのグローバルな自由化。
- 貿易の技術的障害に関する WTO の協定を強化することによって、保護貿易を目的とした規格の乱用を防ぐ規則。
- とくに農産品など輸出国に必須な原材料および食糧が危機的不足に陥った場合、輸出国が一時的な輸出規制措置を行うことに対して新しい制限を設けること。
- 農業の一層の自由化を目指す、農業セーフガードの適用条件。
- 不必要な貿易障壁の増大を伴うことなく食品および製品安全を強化するルール。
- 域内および二国間貿易協定について、非締約国への損害を回避するために、協定がどの程度最恵国待遇原則を損ない、貿易創出よりも貿易転換をもたらさうるかについて、より明確な解釈とルールの向上。
- WTO 外の新しい金融規制の枠組みを補完し、国境を越えた金融サービスのアクセスを向上するルール。
- 対内直接投資規制に関する国際ルールの検討。
- 国境を越えた人の移動の一層の自由化に関するルールの検討。
- インターネットその他手段による情報の自由な流通のために必要なルール。

- WTO 紛争処理システムの透明性向上と説明責任の改善。
- WTO の体制と運営の改善。

## I. 日米経済の統合の促進

両国政府は意志決定を行う以前にお互いの関心事項を十分に協議する努力を重ねる必要がある。それは相手国の利益に留意しながらも、その関係から利益が得られることを当然と考えてはいけない。同時に常に起こりうる事態に備え、積極的に行動する必要がある。両国の決定と協議は、日米双方の国民に知らされなければならない。同時に、両国政府は貿易および専門的な争点を不必要に政治問題化することを避けなければならない。

ドーハラウンドの好ましい形の終結に加え、相互利益に向けた二国間関係の再活性化への大きな一歩は米日経済協議会の提言に沿った形での高水準な日米経済連携協定（EPA）の交渉となるだろう。EPA は現在の関心事項や重大事項のほか、さまざまな貿易・投資に関する自由化措置を包括するものでなければならない。そして今日の通商交渉に関わっている幅広い利害関係者（ステークホルダー）の支持を得るに値するものでなければならない。強力な経済関係は総合的な二国間関係の核心的な要素をなすものであり、それなくしては現在両国政府がより重点を置く安全保障関係をも希薄なものにしてしまうだろう。従って両国間の経済統合を促進する EPA は長期的な安全保障、政治関係の強固に役に立つものとなる。

EPA には教育的、文化的な交流がより広がるように促す措置が含まれるべきであり、それらの交流が両国の健全な関係確立に向けた関心と相互理解の源になると認識すべきである。こうした認識の下、特に科学分野（物理化学、医学、バイオテクノロジー）の留学生の増加なども EPA の中に盛り込むべきである。2008 年にノーベル賞を受賞した日本人の 4 人中 2 人は、米国に住み研究をしているという事実はサイエンス分野での一層の日米協力の価値を実証するものである。

また、EPA はアジアにおける新しい貿易・経済枠組みを形成するとともに日米両国の企業の急速な競争力の上昇をもたらすものである。このように EPA は両国の競争力の向上を可能にするものである。

両国間の経済統合を深化させるということは様々な幅広い分野に及ぶことであり、そのためには民間セクター、非政府機関（NGO）、米国議会・日本の国会の各種委員会、場合によっては各県・州政府、地方政府などとも充分協議することが求められよう。とりわけ EPA を前進させるための現実的な方法として、両国政府は短期的には積み上げ型（ビルディング・ブロック）アプローチを進めるべきであり、ビジネスを行ううえで早急に実質的な成果をもたらす合意分野を模索するべきであろう。一例として、ロジスティック(物流)分野の整備・改善を行い、物流コストの削減や、両国間の貿易に関する通関検査の効率化、安全性の

向上にむけた措置の合意が考えられる。こうした分野における二国間の合意は、経済利益を早急にもたらず貴重な一歩である点で価値がある。

EPA の枠組みを越えて、日米両国政府は一層の経済統合、すなわち出来ることならば単一市場の創設へと段階的に進める機会を検討すべきである。そうした経済統合は従来型の自由貿易協定よりはるかに広範囲に亘る成果をもたらす、両国共通の期待と関心事項をサポートする大胆、かつ前向きなアジェンダとして示されるだろう。またこうした協定は東南アジアならびに韓国、中国を含めたアジア地域における一層の経済成長を刺激することにもなる。日米両国の経済統合は労働・環境分野で高水準のルールを定めるとともに、現在他の諸国によって主導されているアジア地域の経済統合への取り組みに環太平洋という性格をもたせることで両国がリーダーシップを発揮することが出来るであろう。

## J. アジア太平洋地域統合の促進

将来の日米の対話は二国間のみならず、域内、あるいはグローバルな課題を取り上げるものでなければならない。域的には、APEC 諸国における自由貿易地域の創設の可能性に重点的に取り組むべきであり、ドーハラウンドを成功裏に進める最初の一步となる。日米両国は共に国内の構造改革を進めるよう協力すべきである。さらに協力して、第三国とくに中国に対しても同じように構造改革に着手、輸出入および国内消費におけるインバランスを解消するよう促し、WTO ルールに違反したり不当に他国の経済的利益を害したりすることのない景気刺激策の検討を要請すべきである。

日米両国政府は、貿易・投資分野の障壁の削減および協調の取れた行動の促進を含む地域的統合が金融危機の影響を緩和し、経済回復を加速することに同意すべきである。両国は以下の分野において危機を緩和するための協調行動・連携（つながり“connectivity”）を強めていかなければならない。

- 環太平洋戦略経済連携協定（TPP）に参加することにより、APEC 内における WTO プラスの多国間貿易・投資自由化を促進すること。
- 技術を持つ移民の受入れや留学生、外国人研修生受け入れなどの機会を増大することなど投資および観光産業にハイレベルなルールを奨励すること
- 信用取引制度を再構築する取り組みを促進し、アジアにおける国境を越える金融取引の効率改善を行うこと。
- アジア開発銀行の支援を受け、民間企業分野における地域経済統合、港湾の近代化、港湾における手続きの能率化、支線道路の拡充、あるいは海上と陸上の connectivity を促進すること。またアジア開発銀行

がこれらの責務を成功裡に果たすことが出来るよう十分な資本増強を行うことが必要である。

- ミャンマーに対する追加的経済制裁を回避すること。経済制裁は実情としては貧民を苦しめ、エリート層を富ませる闇市場を形成する結果となっている。
- アジア太平洋地域の経済成長に拍車をかけるための物流（ロジスティック）分野における技術協力を強化する。日本は生産ネットワークの改善、米国は自国の輸出の促進、中国は村落の消費者への権限付与、韓国は他国のような物流ハブとなるための取り組みへの協力を促進すること。
- 国内消費を拡大し、輸出部門の雇用喪失の代償策を進める中国政府の努力に応えるために対中国政策の共通点を探ること。
- 知的所有権と整合する技術移転のための実行可能なメカニズムを開発すること。
- 炭素隔離技術への取り組みを加速することに焦点を置き、中国、インドと協力して両国の石炭燃焼を持続的な環境配慮型のものにすること。
- **3Es** の同時達成にむけて努力することに焦点を置いた二国間の戦略的エネルギー対話を開始すること。両国政府は過去の成功と失敗から教訓を学び、環境に配慮した技術の確立とその利用を確実なものとするために十分な需要が喚起できるよう日米の経済基盤を活用するべきである。

### III 制度面の取り決め

#### K. 高度でより効果的な対話を築くためのビルディング・ブロック

両国においてより幅広く深いレベルの経済統合を即座に進めるコミットメントがいまだ表明されていないことは明らかである。オバマ新政権および第 111 期米国議会が関連政策の方向性を定めて一方で、統合に向けた進展のための実用的な手段としては「積み上げ型（ビルディング・ブロック）アプローチ」が妥当であろう。「積み上げ型（ビルディング・ブロック）アプローチ」には例えば以下のような仕組みが考えられる。

- ビジネス環境イニシアティブを設置し、各分野固有の問題と分野横断的な課題を扱う。例えば、規制を近づけること、相互認証取り決め、安全な貿易、投資とコーポレート・ガバナンス、金融資本市場、エネルギー・環境、ヘルスケア、情報通信技術、知的所有権、競争政策、ヒト（労働者）の移動の自由などが挙げられる。
- 両国が直面している二国間、域内、グローバルな戦略的課題を議論する閣僚レベルの経済フォーラムの設置。
- 大統領と首相との年次経済サミットの開催。

こうした制度面の取り決めは、両国が直面している広範囲な問題を前進させることを可能とし、短い期間で具体的な成果をもたらす一方、米国議会および日本の国会におけるより包括的経済連携協定（EPA）に対する支持を熟成する役割を果たす。こうした制度面取り決めを効果的なものとするため、両国の政府高官はこれを受け入れ、促進させる必要がある。そのような積極的取組みがなければ、大きな成果は期待できないだろう。

日米間において政府主導の自由化ならびに官民協調の取組みは、広範囲に及ぶものである。こうした日米間の対話は、必要とあれば、産業界、NGO、その他重要とされる利害関係者等からなる両国の民間セクターからの参加も強く望まれる。

オバマ大統領と麻生首相には早い段階でいくつかの会合の機会がある。例えば、G-20（2009年4月2日、ロンドン）、G-8 サミット（2009年7月8-10日、ラマダレーナ（イタリア））、APEC 首脳会議（2009年11月14-25日、シンガポール）等々である。これらの多国間会議は、両国のリーダーが政策および制度的取り決めを政府のトップレベルで前進させることのできる絶好の機会を提供する。

## L. 次官級レベル（Sub-Cabinet）の戦略的安全保障に関する対話の設立

「2+2」会合として知られる日米の外務大臣および国防大臣による年次会議は同盟関係の維持のために重要な役割を果たしており、今後強化する必要がある。しかしながら、「2+2」会合は大半をアジェンダの設定とその合意事項を正式承認することに充てられている。この会合は両国にとって戦略的な政策課題について徹底的な議論をするような掘り下げたフォーラムではなく、その機会にもなっていない。

- これらの欠陥を是正するため、前章で提案された制度的「積み上げ型（ビルディング・ブロック）アプローチ」に加えて、米国国務省・国防省の副長官／次官レベルと日本の外務省、防衛省の副大臣／次官レベルによる、半年に一度の戦略的協議を制度化することが非常に有益だと考えられる。これらの協議は日米両国のリージョナルな、あるいはグローバルな安全保障上の課題とそのそれぞれの評価および政策の細部に踏み込むものである。必要があれば特定のアジェンダについては両国の制服組将校の参加をもとめることもある。
- この次官級レベルの戦略対話は、両国の地域・機能担当高官の間ですでに確立されている協議に加えて実施されるものであり、安全保障以外の課題を調整することを目指す。

## IV 結語

グローバル経済危機は、いかに大国であろうとも、いかに強力な経済力をもっていようと一国だけでは効果的な手が打てないという多くの教訓を残した。この「共同行動指針」は、日米両国が政治・軍事、経済、安全、エネルギー、環境など多岐に亘る今日的、将来的課題に相互に、共通の目標をもってこれらを達成していくかについて考察し、両国政府、民間セクターその他の利害関係者（ステークホルダー）に提案するものである。

日米関係の強化それ自身が目標ではなく、両国国民および世界の人々のより良い生活のための手段となるものである。日米両国のパートナーシップは 60 年間に渡って繁栄、安全、安定に寄与してきた。オバマ、麻生両政権の責務は両国関係の一層の緊密化の価値を認識することであり、将来に亘って両国が協調していくための方策を模索し、強化することである。

我々は両国政府がオバマ政権誕生の早い時期にこの責務に着手するよう提案する。基本的に二国間の協力関係を促進することは複雑なことではない。両国は同じ価値観と長所を共有している。両国に横たわる差異は、対立ではなく、問題解決への相互補完的なアプローチを提供するものである。両者は同レベルの生活水準を享受し、グローバルな課題に対する共通の懸念を有している。

現実的にはそれぞれの国において政治指導者が緊急の課題として重点的に取り組まなければならない多くの懸案が存在している。2008 年 12 月 9 日の会議に集まった日米両国の参加者は、二国間に横たわる些細な対立が協力の機会を踏みにじることにならないよう、また避けることの出来ない政治的な圧力が制御不能にならないよう、堅実で、一貫性のある、また賢いリーダーシップを双方で発揮する必要があることを提言した。協力して取り組むことにより両国は多くのことを成し遂げることができるのであり、分裂しては成し遂げられるものは殆どない。

\* \* \* \* \*

この「共同行動指針」は下記の 7 人の編集者によって作成されたものであり、そのうち 6 人は(財)国際経済交流財団および Dewey&LeBoeuf に籍を置く。編集者は 2008 年 12 月 9 日ワシントン DC にて開催の会議で表明された各種の見解とその後に多くの参加者から寄せられたコメントを反映させるよう努めたが、その全ての責任は編集者に帰するものである。会議主催者は参加者に絶大な謝意を表す。(会議参加者のリストは共同指針の末尾に記載)。また共同指針に含まれるすべての要点は編集者およびその他参加者が属するいかなる機関(団体)にも帰属するものではない。

## 編集者

Ambassador Rust Deming, School of Advanced International Studies, Johns Hopkins University  
Naoyuki Haraoka, Japan Economic Foundation  
Noboru Hatakeyama, Japan Economic Foundation  
Masaru Inoue, Japan Economic Foundation  
Maki Hishikawa, Dewey & LeBoeuf  
Dana Marshall, Dewey & LeBoeuf  
Ambassador Alan Wolff, Dewey & LeBoeuf

## 参加者

Amb. Karan Bhatia, Vice President and Senior Counsel for International Law and Policy, General Electric Company  
Kent E. Calder, Edwin O. Reischauer Professor, SAIS, John Hopkins University  
Amb. Rust M. Deming, Adjunct Professor Japan Studies, SAIS, John Hopkins University  
Richard Dyck, President, TCS Japan K.K.  
Cathleen Enright, Vice President, Federal Government Affairs, Western Growers Association  
James W. Fatheree, President and COO, U.S.-Japan Business Council, Inc  
Robert C. Fauver, President, Fauver Associates, LLC  
Ellen L. Frost, Visiting Fellow, Peterson Institute for International Economics  
Yukiko Fukagawa, Professor, Waseda University  
Edward Gresser, Director, Trade & Global Markets Group, Progressive Policy Institute  
Naoyuki Haraoka, Executive Managing Director, Japan Economic Foundation  
Noboru Hatakeyama, Chairman & CEO, Japan Economic Foundation  
Thomas R. Howell, Partner, Dewey & LeBoeuf LLP  
Kent Hughes, Consulting Director, Global Energy Initiative, Woodrow Wilson Center for Scholars  
Brian Katulis, Senior Fellow, Center for American Progress  
Richard B. Katz, Senior Editor, The Oriental Economists Reporter  
Daisuke Kotegawa, Executive Director, International Monetary Fund  
Kazumasa Kusaka, Executive Advisor, DENTSU, Inc.  
Charles D. Lake II, Chairman, Aflac Japan and Representative in Japan  
Dana M. Marshall, Senior Advisor, Dewey & LeBoeuf LLP  
William A. Nitze, Chairman, Oceana Energy Company  
David Pumphrey, Deputy Director and Senior Fellow, Energy and National Security Program, Center for Strategic & International Studies  
Amb. Alan Wm. Wolff, Partner, Dewey & LeBoeuf LLP  
Amb. Shunji Yanai, Former Japanese Ambassador to the U.S.